

法第6条第2項第1号に規定する郵便局及び法第6条第2項第2号に規定する会社の営業所の名称及び所在地等

[illegible]

法第6条第2項第1号に規定する郵便局及び法第6条第2項第2号に規定する会社の営業所の名称及び所在地等

変更年月日	変更の理由		郵便局・会社の営業所の別	整理番号	名称	簡易郵便局	所在地	過疎地	(1)郵便窓口業務	(2)銀行窓口業務	(3)保険窓口業務	(4)受託郵便貯金管理業務	(5)受託簡易生命保険管理業務	関連銀行又は関連保険会社の営業所	備考
R8. 10. 1	契約解除	変更前	営業所	647040	弘瀬簡易郵便局	○	高知県宿毛市沖の島町弘瀬3 3 2	○	○	○	×	○	○	-	
		変更後	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
R8. 10. 1	住居表示変更	変更前	営業所	727110	楠本簡易郵便局	○	大分県佐伯市蒲江楠本浦6 8 2-5	○	○	○	×	○	○	-	
		変更後	営業所	727110	楠本簡易郵便局	○	大分県佐伯市蒲江楠本浦6 8 1-3	○	○	○	×	○	○	-	
R8. 10. 1	契約解除	変更前	営業所	727600	谷川原簡易郵便局	○	大分県豊後大野市三重町芦刈9 6 5-3 7	○	○	○	×	○	○	-	
		変更後	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
R8. 10. 1	住居表示変更	変更前	営業所	727940	大分医大ヶ丘簡易郵便局	○	大分県由布市挾間町医大ヶ丘1-1	-	○	○	×	○	○	-	
		変更後	営業所	727940	大分医大ヶ丘簡易郵便局	○	大分県由布市挾間町医大ヶ丘1-1	-	○	○	×	○	○	-	
R8. 10. 1	業務変更	変更前	郵便局	767660	堤簡易郵便局	○	長崎県平戸市堤町1 0 1 3-1	○	○	○	○	○	○	-	
		変更後	営業所	767660	堤簡易郵便局	○	長崎県平戸市堤町1 0 1 3-1	○	○	○	×	○	○	-	
R8. 10. 1	契約解除	変更前	営業所	786660	仙田簡易郵便局	○	鹿児島県指宿市開聞仙田2 3 2 1-3	○	○	○	×	○	○	-	
		変更後	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
R8. 10. 1	業務変更	変更前	郵便局	797380	名瀬長浜簡易郵便局	○	鹿児島県奄美市名瀬長浜町1 4-1 0	○	○	○	○	○	○	-	
		変更後	営業所	797380	名瀬長浜簡易郵便局	○	鹿児島県奄美市名瀬長浜町1 4-1 0	○	○	○	×	○	○	-	
R8. 10. 1	改称	変更前	郵便局	810540	遠刈田郵便局	-	宮城県刈田郡蔵王町遠刈田温泉遠刈田西裏1 4-1	-	○	○	○	○	○	-	
		変更後	郵便局	810540	遠刈田温泉郵便局	-	宮城県刈田郡蔵王町遠刈田温泉遠刈田西裏1 4-1	-	○	○	○	○	○	-	
R8. 10. 1	業務変更	変更前	郵便局	817990	みやぎ台簡易郵便局	○	宮城県仙台市青葉区みやぎ台3-2 1-1	○	○	○	○	○	○	-	
		変更後	営業所	817990	みやぎ台簡易郵便局	○	宮城県仙台市青葉区みやぎ台3-2 1-1	○	○	○	×	○	○	-	
R8. 10. 1	住居表示変更	変更前	営業所	867530	森山簡易郵便局	○	秋田県南秋田郡五城目町小池森山下1 0 9	○	○	○	×	○	○	-	
		変更後	営業所	867530	森山簡易郵便局	○	秋田県南秋田郡五城目町小池森山下2 2 0-1	○	○	○	×	○	○	-	

法第6条第2項第1号に規定する郵便局及び法第6条第2項第2号に規定する会社の営業所の名称及び所在地等

変更年月日	変更の理由		郵便局・会社の営業所の別	整理番号	名称	簡易郵便局	所在地	過疎地	(1)郵便窓口業務	(2)銀行窓口業務	(3)保険窓口業務	(4)受託郵便貯金管理業務	(5)受託簡易生命保険管理業務	関連銀行又は関連保険会社の営業所	備考
R8. 10. 1	契約締結	変更前	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		変更後	営業所	907200	豊幌簡易郵便局	○	北海道江別市豊幌美咲町1 9－1 0	-	○	○	×	○	○	-	
R8. 10. 1	業務変更	変更前	郵便局	907260	六郷簡易郵便局	○	北海道虻田郡倶知安町北4条東7	-	○	○	○	○	○	-	
		変更後	営業所	907260	六郷簡易郵便局	○	北海道虻田郡倶知安町北4条東7	-	○	○	×	○	○	-	
R8. 10. 3	廃止	変更前	郵便局	060910	若栗郵便局	-	茨城県高萩市若栗1 3 7－4	○	○	○	○	○	○	-	
		変更後	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
R8. 10. 5	移転・再開	変更前	郵便局	234510	浜松卸本町郵便局	-	静岡県浜松市中央区卸本町3 6－1	-	○	○	○	○	○	-	
		変更後	郵便局	234510	浜松卸本町郵便局	-	静岡県浜松市中央区白羽町1 5 4 9－1	-	○	○	○	○	○	-	
R8. 10. 5	移転・再開	変更前	郵便局	620520	海部郵便局	-	徳島県海部郡海陽町奥浦町内1 6 5	○	○	○	○	○	○	-	
		変更後	郵便局	620520	海部郵便局	-	徳島県海部郡海陽町奥浦字町内1 6 5－1	○	○	○	○	○	○	-	
R8. 10. 13	移転	変更前	営業所	117440	大久保簡易郵便局	○	長野県松本市笹賀5 6 5 2－5 6	-	○	○	×	○	○	-	
		変更後	営業所	117440	大久保簡易郵便局	○	長野県松本市笹賀5 6 5 2－4 0	-	○	○	×	○	○	-	
R8. 10. 13	住居表示変更	変更前	郵便局	120210	村松郵便局	-	新潟県五泉市村松乙2 3 9－1	○	○	○	○	○	○	-	
		変更後	郵便局	120210	村松郵便局	-	新潟県五泉市村松搦手4－1 8	○	○	○	○	○	○	-	
R8. 10. 13	移転	変更前	郵便局	242340	藍見郵便局	-	岐阜県美濃市極楽寺8 0 0－2	-	○	○	○	○	○	-	
		変更後	郵便局	242340	藍見郵便局	-	岐阜県美濃市極楽寺7 2 4－1	-	○	○	○	○	○	-	
R8. 10. 13	移転	変更前	郵便局	413030	旭生江郵便局	-	大阪府大阪市旭区生江1－5－8	-	○	○	○	○	○	-	
		変更後	郵便局	413030	旭生江郵便局	-	大阪府大阪市旭区生江1－3－1 8	-	○	○	○	○	○	-	
R8. 10. 13	契約締結	変更前	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		変更後	営業所	827270	植田岩間簡易郵便局	○	福島県いわき市岩間町塚原5 0－1	-	○	○	×	○	○	-	

法第6条第2項第1号に規定する郵便局及び法第6条第2項第2号に規定する会社の営業所の名称及び所在地等

[illegible]

法第6条第2項第1号に規定する郵便局及び法第6条第2項第2号に規定する会社の営業所の名称及び所在地等

変更年月日	変更の理由		郵便局・会社の営業所の別	整理番号	名称	簡易郵便局	所在地	過疎地	(1)郵便窓口業務	(2)銀行窓口業務	(3)保険窓口業務	(4)受託郵便貯金管理業務	(5)受託簡易生命保険管理業務	関連銀行又は関連保険会社の営業所	備考
R8. 10. 31	契約解除	変更前	郵便局	737020	三松簡易郵便局	○	宮崎県小林市堤3520-17	-	○	○	○	○	○	-	
		変更後	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
R8. 10. 31	契約解除	変更前	営業所	788050	城山簡易郵便局	○	鹿児島県鹿児島市城山1-29-10	-	○	○	×	○	○	-	
		変更後	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
R8. 10. 31	契約解除	変更前	営業所	857670	白山簡易郵便局	○	山形県鶴岡市白山丁37	○	○	○	×	○	○	-	
		変更後	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
R8. 10. 31	廃止	変更前	郵便局	990800	沼ノ上郵便局	-	北海道紋別市沼の上407	○	○	○	○	○	○	-	
		変更後	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
R8. 10. 31	契約解除	変更前	営業所	997190	若里簡易郵便局	○	北海道常呂郡佐呂間町若里500-3	○	○	○	×	○	○	-	
		変更後	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

注1 郵便局及び会社の営業所の別に整理すること。

2 当該郵便局又は当該営業所が簡易郵便局である場合は、「簡易郵便局」の欄に「○」を記入すること。

3 所在地が第四条第五項に規定する過疎地に該当するときは、「過疎地」の欄に「○」を記入すること。

4 (1)から(5)までについては、実施する業務には「○」、実施しない業務には「×」を各該当欄に記入すること。

5 当該郵便局又は当該営業所に関連銀行又は関連保険会社の営業所が併設されている場合は、併設されている営業所に応じて、「関連銀行又は関連保険会社の営業所」の欄に「関連銀行」又は「関連保険会社」を記入すること。その他届出時の状況に応じて備考欄に記入すること。